

雇用保険法が変わります！

～ 雇用保険被保険者のみなさまへ ～



1 雇用保険の受給資格要件が変わります

- これまでの週所定労働時間による被保険者区分（短時間労働者以外の一般被保険者／短時間被保険者）をなくし、雇用保険の基本手当の受給資格要件を一本化します。
- 原則として、平成19年10月1日以降に離職された方が対象となります。

【旧】

- ・ 短時間労働者以外の一般被保険者
⇒ 6か月（各月14日以上）
- ・ 短時間労働被保険者（週所定労働時間20～30時間）
⇒ 12か月（各月11日以上）



【新】

雇用保険の基本手当を受給するためには、週所定労働時間の長短にかかわらず、原則、**12か月（各月11日以上）**の被保険者期間が必要。

※ ただし、倒産・解雇等により離職された方（注）は、**6か月（各月11日以上）**で可。

（注）「倒産・解雇等」に該当する具体的な離職理由は、こちら<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/koyouhoken05/hanni.html>をご覧ください。都道府県労働局職業安定部又はお近くの公共職業安定所（ハローワーク）にお問合せください。

厚生労働省 都道府県労働局 公共職業安定所（ハローワーク）

2 育児休業給付の給付率が50%に上がります

- 給付率を休業前賃金の40%から50%に引き上げます。
- 平成19年3月31日以降に職場復帰された方から平成22年3月31日までに育児休業を開始された方までが対象となります。

【旧】 休業期間中 30% + 職場復帰後6か月 10%



【新】 休業期間中 30% + 職場復帰後6か月 **20%**

※ 育児休業給付の支給を受けた期間は、基本手当の算定基礎期間から除外されます（平成19年10月1日以降に育児休業を開始された方に適用）。

3 教育訓練給付の要件・内容が変わります

- 本来は「3年以上」の被保険者期間が必要である受給要件を、当分の間、初回に限り「1年以上」に緩和します。
- また、これまで被保険者期間によって異なっていた給付率及び上限額を一本化します。
- いずれの措置も、平成19年10月1日以降に指定講座の受講を開始された方が対象となります。

【旧】

被保険者期間3年以上5年未満 20%（上限10万円）

被保険者期間5年以上 40%（上限20万円）



【新】

被保険者期間**3年以上** **20%（上限10万円）**

（初回に限り、被保険者期間1年以上で受給可能）

☆ 詳しくは、都道府県労働局職業安定部又はお近くの公共職業安定所（ハローワーク）にお尋ねください。
☆ 雇用保険法の改正の概要は、<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/koyouhoken05/pdf/01.pdf>をご覧ください。（事業主の方へ）
☆ このリーフレットの電子データは、上記ページの「雇用保険制度改正に係る周知用リーフレット」をクリックしていただくとダウンロードが可能です。社内のメーリングリストや電子掲示板等を通じ、被保険者の方へ幅広い周知をお願いいたします。

※ 雇用保険手続きについてのお願い

☆ 雇用保険制度では、労働者が被保険者となる場合に、事業主がハローワークに「雇用保険被保険者資格取得届」を提出していただき、その確認がなされると、その方の①「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）」、②「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（被保険者通知用）」及び③「雇用保険被保険者証」が交付されます。

☆ これらの書類は、加入手続きがされたことを事業主と労働者が確実に把握・確認するためのものです。したがって、①については事業主に、②と③については労働者本人に、大切に保管していただく必要があります。今一度、事業主と労働者の皆様におかれましては、これらの書類をお持ちかどうか、また、内容に間違いがないかどうかについてのご確認をお願いいたします。詳しくはこちらの

事業主の方：<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/koyouhoken05/pdf/05.pdf>

労働者の方：<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/koyouhoken05/pdf/04.pdf> をご参照ください。